

相互関税の概要

	詳細
いつから？	① 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用（既存（4/5より前）の関税率+10%）。 ② 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。 ③ 米東部時間8月7日午前0時1分から大統領令（7月31日）附属書1（Annex I）に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。 ④ 日本に対する相互関税率は、7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。（注） ⑤ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は2026年11月10日まで適用停止期間を再延長（大統領令（5月12日）、大統領令（8月11日））、大統領令（11月4日）。
対象外品目は？	■ カナダまたはメキシコ産品：両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた（エネルギー製品など一部対象外品目を除く）。 ■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品 ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令（4月2日）附属書2に列挙されている 医薬品、半導体、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品、農産品など ※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加、大統領令（9月8日、11月14日）で附属書2を一部修正 ■ 大統領令（9月8日）で定められた各国・地域との最終合意により対象外とする可能性のある品目のなかで、実際に対象外とされた品目。大統領令（9月8日）で定められた品目は、大統領令（11月14日）で一部修正。 ■ 寄付品など、出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ （製品の米国産部分のみは適用対象外に）製品の価値の20%以上が米国原産の品目 ■ （10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に）8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関または消費のため倉庫から引き出された品目

（注）EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。

（出所）米国政府公開資料（[大統領令（4月2日）](#)、[ファクトシート](#)、[大統領令（7月31日）](#)、[大統領令（9月5日）](#)、[大統領令（11月14日）](#)）、[スマホ等除外の大統領覚書／米税関ガイダンス](#)）、2025年11月26日時点

相互関税の対象は約70力国・地域

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令で、下記の相互関税率が示された。これらの関税率は米東部8月7日午前0時1分から適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 日本の相互関税率は24%と設定されていたが、15%に引き下げられた。

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率

国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%
ボリビア	15%	日本 (注)	15%	フィリピン	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス (※未発動)	39%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	20%
コスタリカ	15%	マラウイ	15%	タイ	19%
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%
欧州連合 (EU、注)	15%	ミャンマー	40%	英国	10%
フォークランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%

(注) EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。

(出所) 米政府公開資料 (大統領令 (7月31日) Annex Iなど)、2025年11月18日時点

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

迂回輸出への取り締まりも強化

- 7月31日発表の大統領令では、迂回輸出への取り締まりも強化すると発表。
- 米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合、**米国東部時間8月7日午前0時1分から40%の相互関税を適用するとした。**

	内容
対象となる 場合	・米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合
適用される 措置	・原産国の製品に適用される追加関税率に代わる、40%の相互関税 ・罰金、罰則、手数料など ・製品の原産国に適用されるその他の関税など ※関税回避のために積み替えられた輸入品に対して課された罰則の軽減や免除は認めない
適用開始時期	米国東部時間8月7日午前0時1分～ ※米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は対象外。
米国政府の 今後の対応	・商務長官、国土安全保障長官は米国通商代表部と協議の上、米国税関・国境警備局長官を通じて、迂回スキームに利用された国・地域や施設の一覧を6カ月ごとに公表する